

情報提供

那医発第 106 号
令和 4 年 6 月 3 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城千秋

副 会 長 友利博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部を改正する件の施行について」が届きましたので情報提供します。つきましては、当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

冲医発第 284 号 (F)
令和 4 年 5 月 30 日

地区医師会産業保健担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 玉城 研太郎
(産業保健担当理事)

「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部
を改正する件の施行について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の件について別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、石綿障害予防規則の改正により船舶（鋼製の船舶に限る）の工事に際し、石綿の有無を事前に調査する者の要件が定められたことから、標記の告示が改正され、令和 5 年 10 月 1 日より施行する旨の案内となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関へ、周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、添付資料は省略しておりますので、当文書は本会文書映像データ管理システムをご確認くださいようお願い申し上げます。

沖縄県医師会業務 1 課：野波、平木
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
E-mail：gl@okinawa.med.or.jp